

## 鳥取市町内会集会所新築等事業補助金の概要

### 1 補助対象になる団体

「鳥取市自治連合会に加盟している住民組織である自治会・町内会等」です。

### 2 補助対象となる事業

- (1) 集会所を新築・増改築する場合
- (2) 集会所を修繕する場合
- (3) 集会所に冷暖房施設を新規整備する場合
- (4) 集会所を取得する場合
- (5) 集会所を賃借する場合

### 3 補助対象となる経費（詳しくは裏面へ）

- (1) 集会所を新築・増改築する場合  
集会所の新築・増改築に必要な費用
  - (2) 集会所を修繕する場合  
集会所の修繕に必要な費用
  - (3) 集会所に冷暖房施設を新規整備する場合  
冷暖房施設の新規整備に必要な費用
  - (4) 集会所を取得する場合（既存の建物を購入し、集会所として使用する場合など）  
集会所の建物本体に必要な購入費及び諸経費
  - (5) 集会所を賃借する場合  
集会所として一戸建てや集合住宅の一室、貸店舗等を賃借した際の家賃
- ※ 敷金・礼金等は補助対象外とします。

### 4 補助金の額等

事業の種類	補助率	補助額の上限	補助期間の限度	補助対象経費
新築・増改築・取得・修繕	3分の1	1,000万円 ※	定めなし	50万円以上
冷暖房施設の新規整備	3分の1		定めなし	10万円以上 50万円以下
賃借	3分の1	180万円 (月額15,000円)	累計10年	定めなし

※ 以前に補助を受けている場合、以前の分を含め、1,000万円を限度とします

■ 事業の流れ

(本年度) 要望書提出 → 予算要求 → 新年度予算化

(新年度) 本申請 → 交付決定 → 着工 → 工事完了 → 補助金支払い

→ 現地確認＋実績報告(領収書) → 事業完了

※要望書の提出期限は例年9月末～10月初旬です

町内会集会所新築等事業補助金の対象経費(参考例)

区分	補助の対象となる経費	補助の対象とならない経費
新築	建築工事費、設計監理委託費、附帯施設費(水道、下水道)、冷暖房施設費、解体費(建替を伴うもの)	
増改築・修繕	設計監理委託費、屋根の葺き替え、床の張替え、畳替え、部屋の増設、間取り改良、部屋のバリアフリー化、トイレの改修、解体費(増・改築等に伴うもの)、附帯設備費(水道、下水道等)、冷暖房施設、等	土地購入、土地造成、フェンス、側溝、舗装、造園、登記等に関する経費(建物登記費用を含む)、備品購入、等
取得	建物購入費、建物購入にかかる諸経費	
冷暖房施設の新規整備	冷暖房機器本体、周辺機器、工事費およびその他必要経費	既設冷暖房施設の交換、修理
賃借	一戸建て、集合住宅の一室、貸店舗等を借りた場合	敷金・礼金等

※ 市立集会所はこの補助金の対象になりません。

お問い合わせ先

〒680-8571 鳥取市尚徳町 116 番地(本庁舎 3 階)

鳥取市企画推進部協働推進課

市民活動係 加藤

電話 : (0857)20-3182 FAX : (0857)21-1594